

○静岡市建築確認その他の建築基準法令の規定による処分に関する書類の閲覧規程

平成15年4月1日

告示第23号

改正 平成16年4月12日告示第125号

平成17年3月31日告示第107号

平成17年12月15日告示第424号

(趣旨)

第1条 この告示は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第93条の2に規定する確認その他の建築基準法令の規定による処分に関する書類（建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第11条の4第1項に規定する書類をいう。以下「処分に関する書類」という。）の閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。

(平17告示424・一部改正)

(閲覧場所)

第2条 処分に関する書類の閲覧場所（以下「閲覧所」という。）を都市局建築部建築指導課に置く。

(平16告示125・平17告示107・平17告示424・一部改正)

(閲覧時間等)

第3条 処分に関する書類の閲覧時間は、午前8時30分から午後5時までとする。

2 閲覧所の休日は、静岡市の休日を定める条例（平成15年静岡市条例第2号）第1条第1項各号に規定する市の休日とする。

3 市長は、処分に関する書類の整理その他特別の理由により必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、臨時に閲覧時間を変更し、又は休日を設定することができる。この場合においては、あらかじめ、その旨を閲覧所に掲示するものとする。

(平17告示424・一部改正)

(閲覧手続)

第4条 処分に関する書類を閲覧しようとする者は、閲覧所に備え付けてある閲覧簿（別記様式）に、閲覧年月日、住所、氏名、閲覧する敷地の地名、地番及び閲覧の目的を記入し、係員に申し出なければならない。

(平17告示424・一部改正)

(閲覧の拒否等)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、閲覧を拒否し、又は中止させる

ことができる。

- (1) 処分に関する書類を汚損し、若しくは破損し、又はそのおそれがあると認められる者
- (2) 他人に迷惑を及ぼし、又はおそれがあると認められる者
- (3) この告示に違反した者又は係員の指示に従わない者

(平17告示424・一部改正)

(持出し禁止)

第6条 処分に関する書類は、閲覧所の外へ持ち出してはならない。

(平17告示424・一部改正)

(処分に関する書類の返納)

第7条 閲覧者は、閲覧を終了したとき、又は閲覧時間を経過したときは、直ちに処分に関する書類を返納しなければならない。

(平17告示424・一部改正)

附 則

この告示は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年4月12日告示第125号)

この告示は、平成16年4月1日から適用する。

附 則 (平成17年3月31日告示第107号)

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年12月15日告示第424号)

この告示は、平成17年12月16日から施行する。

別記様式(第4条関係)

閱 覧 簿

年月日	住 所	氏 名	閲覧する敷地の 地名・地番	閲覧の目的

別記様式（第4条関係）